

リーグ戦における試合結果等の連絡方法について

リーグ戦における試合結果等の連絡及びその取りまとめに係る基本的な流れと各担当委員の役割は以下の通りである。

これらはリーグ結果を取り纏める上で、最低限守るべき内容であり、各ブロックにおいてより良いリーグ運営及びフェアなリーグ戦を実施するためのものである。特に試合前の選手証及び、審判証のチェックは確実に実施されなければならない。

〈試合結果の連絡ルートと各委員の役割〉

1. 日程の作成

ブロック幹事は、**リーグ開幕前までに**GoalNoteクラウド(<https://www.goalnote.net/>)へ日程を登録し、開幕日をリーグ運営委員へ報告する。

その際、可視性を考慮し大会名を以下のとおり統一する。

大会名：●●●●年度□茨城県社会人サッカーリーグ●部●ブロック

□=全角スペース

2. 試合結果報告

チーム運営委員は、対戦するチーム運営委員と協力し試合運営を行うとともに、「試合結果報告書」を作成し、ブロック幹事へ報告する。

ブロック幹事は、受領した「試合結果報告書」をもとに、**試合終了翌日までに**、**試合結果(得点者、アシスト及び警告者、退場者いずれも事由含等)**をGoalNoteクラウドへ更新する。

3. 試合結果のまとめ

ブロック幹事は、当該ブロックの「試合結果報告書」をもとに、別紙「リーグ戦結果」及び別紙「警告・退場記録」を作成し管理する。

4. 退場等にかかる報告

帯同審判が主審を担当した試合で退場処分が発生した場合、担当した主審は、上記の「審判報告書」及び「審判報告書(重要事項)」を作成し、**試合当日中に当該ブロック担当のリーグ運営委員、リーグ運営責任者、審判委員会責任者の計3名へ、必ずEメールで送付する(JPEGなどの写真は不可)**。

また、当該試合の運営責任者は「退場等にかかる報告書」を試合当日中にリーグ運営委員へ提出すること。

これらは退場処分の裁定審議に不可欠なものである。

5. 出場停止対象選手等の連絡

リーグ運営委員とブロック幹事は、連携して規律フェアプレー委員会発行の「退場処分通知書」の内容をブロック内各チームに周知すると共に、出場停止試合の確実な消化を管理する。

6. リーグ戦記録の送付

ブロック幹事は、当該ブロックのリーグ戦結果及び警告・退場記録の途中経過を前期終了時にリーグ運営委員に送付する。

また、リーグ戦終了後、上記の最終結果を速やかにリーグ運営委員に送付する。

リーグ運営委員は、受領した最終結果の確認とフェアプレーポイントを算出し、リーグ運営責任者に送付する。

7. リーグ戦の取りまとめ

リーグ運営委員は、担当するブロックのリーグ戦の結果(退場や警告の累積含む)の他、運営上の問題点等についても取りまとめ、リーグ運営責任者に定期的に報告する。